平成27年（2015年）10月21日

各　部　長　等　 様

総　務　部　長

　　　個人情報取扱事務委託基準等の改正について（通知）

　個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとする場合には、横須賀市個人情報保護条例第13条により受託者において個人情報が適切に取り扱われるよう必要な措置を講じることとされております。この受託者における個人情報の適正な管理の確保については、平成22年３月17日付け総務部長通知による「個人情報取扱事務委託基準の策定について」において、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付し、受託者に対して適切な指導をするようにお願いしているところです。

　今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法律」という。）が成立、施行されたことにより、特定個人情報の取扱いを伴う委託契約が行われることが想定されます。法律第14条では、委託先の監督として、受託者において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。このため、特定個人情報保護委員会が発出している「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき「個人情報取扱事務委託基準」について所要の改正を行い、併せて「個人情報の取扱いに関する特記事項」について見直しを行いました。

ついては、今後の契約において特定個人情報の取扱いを伴う委託契約を行う場合は、改正後の「個人情報取扱事務委託基準」を参照していただき、契約書に添付する特記事項については、別添の「個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項」を使用してくださいますようお願いします。

なお、特定個人情報を含まない従来の個人情報のみの取扱いを伴う委託契約の場合は、従前どおりの特記事項を使用していただいて構いません。

事務担当　総務部行政管理課（市政情報コーナー）

　　　　　情報公開係　鈴木・入谷　内線1569